

大分県人権教育推進計画（第4次改訂版）

目次

第1章 計画の策定にあたって

- | | | |
|---------------|-----|---|
| 1 人権をめぐる社会の取組 | ・・・ | 2 |
| 2 人権教育推進計画の策定 | ・・・ | 6 |
| 3 県の方針・計画との関連 | ・・・ | 7 |

第2章 基本的な考え方

- | | | |
|-----------------|-----|----|
| 1 人権尊重の理念 | ・・・ | 9 |
| 2 社会的背景と新たな課題 | ・・・ | 10 |
| 3 めざす姿 | ・・・ | 11 |
| 4 主な取組 | ・・・ | 11 |
| 5 目標指標 | ・・・ | 11 |
| 6 推進に係る考え方 | ・・・ | 11 |
| 7 実践的な人権教育の推進 | ・・・ | 13 |
| 8 人権教育推進計画の推進方策 | ・・・ | 13 |

第3章 主な取組一1(学校教育における人権教育の推進)

- | | | |
|----------------|-----|----|
| 1 人権教育の総合的な推進 | ・・・ | 14 |
| 2 組織的な人権教育推進体制 | ・・・ | 15 |
| 3 系統的な人権教育推進体制 | ・・・ | 17 |
| 4 人権教育の学び | ・・・ | 19 |
| 5 学習活動の工夫 | ・・・ | 21 |
| 6 保護者との連携 | ・・・ | 23 |
| 7 教職員研修 | ・・・ | 24 |
| 8 学校教育における推進 | ・・・ | 26 |

第3章 主な取組一2(社会教育における人権教育の推進)

- | | | |
|-----------------------|-----|----|
| 1 組織的な人権教育推進体制 | ・・・ | 27 |
| 2 人権に関する学び | ・・・ | 28 |
| 3 職員研修、指導者研修 | ・・・ | 30 |
| 4 人権啓発 | ・・・ | 31 |
| 5 住民意識の把握と地域の実態に応じた取組 | ・・・ | 32 |
| 6 社会教育における推進 | ・・・ | 33 |

第1章 計画の策定にあたって

1 人権をめぐる社会の取組

(1) 国際社会の動き

- 1948年（昭和23）年に、国連は「世界人権宣言」を採択し、「人権の尊重は世界の自由、正義及び平和の基礎であり、理性と良心によって支えられる」ことを明らかにしました。これ以降、様々な人権に関する条約・規約等が採択され、国際会議の中で世界の国々に共同の取組を訴求しました。
- 1993（平成5）年のウィーン世界人権会議では、人権が国際社会の指導原理であること、人権意識の徹底や人権教育を行うことが不可欠であることが確認されました。さらに、1995（平成7）年から「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、各国に人権教育の行動計画を策定し、推進に努めるよう要請しました。
- 2005（平成17）年から、人権教育を積極的に推進することを目的に「人権教育のための世界プログラム」が進められました。
- 2015年（平成27）年9月の国連サミットで持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。これは2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17の目標・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人取り残さないこと（leave no one behind）」を誓っています。
- 人権教育のための世界プログラム第4フェーズ（2020～2024）は、第1フェーズから第3フェーズの取組の一層の強化や若者を重点とした行動計画が示されるとともに「持続可能な開発目標（SDGs）」のターゲット4.7と連携しています。

(2) 国内の動き

- 1947（昭和22）年に、日本国憲法が施行され、「基本的人権」は、誰もが生まれながらにもっている人間らしく生きる権利として永久に保障され、「自由権」「平等権」「社会権」「参政権」「請求権」等が定められました。
- 1953（昭和28）年には、同和教育の研究と実践を目的とした全国組織として全国同和教育研究協議会（現 公益社団法人 全国人権教育研究協議会）が結成されました。
- 我が国固有の人権問題である同和教育の問題の解決に向けて、1965（昭和40）年「同和教育対策審議会答申」が出されました。さらに答申を受け、1969（昭和44）年より各特別措置法が時限立法として施行され、2002（平成14）年に失効となるまで、33年間にわたり同和教育事業が実施されました。

| 年 | 法律・法令等 |
|------|-------------------------------|
| 1965 | 同和対策審議会答申 |
| 1969 | 同和対策事業特別措置法 |
| 1982 | 地域改善対策事業特別措置法 |
| 1987 | 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 |
| 1995 | 地対財特法の一部を改正する法律 |

○1996（平成8）年の「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について（地域改善対策協議会意見具申）」の中で、「同和問題に関する差別意識解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない」「同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題の固有の経験等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべき」等が提言されました。

○1997（平成9）年に、日本では「国連10年」国内行動計画が策定されました。

○2000（平成12）年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」¹が公布・施行されました。

○2008（平成20）年4月、文部科学省が「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」を公表し、学校教育や社会教育における、より効果的な人権教育の推進を提示しました。

○2016（平成28）年には、個人権課題の差別解消に向け、いわゆる「差別解消三法」が施行されました。

| 年 | 法律・法令等 |
|------|---------------------------------------------------------------|
| 2016 | 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法） ² |
| | 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ハイトスピーチ解消法） ³ |
| | 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法） ⁴ |

○2021（令和3）年に文部科学省は人権教育の一層の充実を図るため、社会情勢の変化や新学習指導要領の改訂を踏まえ、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」補足資料を示しました。

¹ 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」…【資料編 P59参照】

² 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」…【資料編 P62参照】

³ 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」【資料編 P71参照】

⁴ 「部落差別の解消の推進に関する法律」…【資料編 P74参照】

- 2023（令和5）年には、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、「こども基本法」が施行されました。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定や、こども等の意見の反映などについて定めています。
- 2023（令和5）年には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（「LGBT理解増進法」）」⁵が成立し、性的少数者に関する理解を社会全体で進めるための基本的な方向性が示されました。学校教育では、SOGI（性的指向・性自認）に関する教育や啓発、相談機会の確保等を行うよう努めるものとされています。
- 2024（令和6）年には「障害者差別解消法」が改正され、民間事業者にも「合理的配慮」の提供が義務付けられました。また学校や教育機関でも障がいに対する理解促進、インクルーシブ教育の必要性がより強く求められました。
- 2025（令和7）年に、法務省は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」（第二次）を策定し、主に4つの変更点を示しました。

【参考】「人権教育・啓発に関する基本計画」（第二次）4つの変更点

- (1) 「ビジネスと人権」に関する記載を追加
- (2) 「インターネット上の人権侵害」を各人権課題に横断的な課題として整理
- (3) 「ハイトスピーチ」及び「性的マイノリティの人々」を個別の人権課題に追加
- (4) 「感染症の患者等」から「ハンセン病患者・元患者及びその家族」を独立

(3)大分県の動き(啓発および教育)

- 1965（昭和40）年、同和対策審議会答申の後、本県における人権教育は同和教育という形で県内に広がっていきました。
- 1976（昭和51）年には、組織的に研究実践を進める大分県同和教育研究協議会（現公益社団法人 大分県人権・部落差別解消教育研究協議会）が結成されました。
- 同和教育は、同和問題の解決を基本課題としながら、障がいのある人に関わる課題や外国にルーツをもつ子どもたちの課題、さらに「荒れ」や不登校等様々な厳しい立場に立つ子どもにも目を向け、あらゆる差別問題・人権問題を解決しようとする教育として進められてきました。

⁵ 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律・・・【資料編 P76参照】

○1997（平成9）年に、日本で「国連10年」国内行動計画が策定されたことを受け、翌1998（平成10）年、本県も「国連10年大分県行動計画」を策定し、人権啓発・教育の取組を行ってきました。

○2001（平成13）年11月に、「同和教育の深化・充実を通して人権教育へ広げるための見直しについて」（県教育委員会）⁶により、人権尊重の精神を貫く社会の実現に向けて取り組んできた同和教育をさらに発展させつつ、すべての人の基本的人権が尊重され、一人一人の個性を尊重し、様々な文化や多様性を認め合う共生社会を実現するため、あらゆる差別の解消を図る意欲と実践力をもった人間の育成をめざす人権教育へ広げていくこととしました。

○2004（平成16）年には、「学校における人権教育の推進について」⁷（県教委通知）により、県内すべての学校に「人権教育主任」を位置付け、全教職員で人権教育に取り組む推進体制を整えました。

○2004（平成16）年に、国連10年の取組が終了することや、人権教育・啓発推進法で地方公共団体の責務が規定されたことを踏まえ、県の人権施策の基本的方向の検討等を担う「大分県人権尊重社会づくり推進審議会」を設置しました。

○2005（平成17）年に、「大分県人権尊重社会づくり推進審議会」の意見等を踏まえて、「大分県人権施策推進本部」を設置し、「大分県人権施策基本計画」を策定し、人権を尊重する社会の確立を目指した取組を行ってきました。さらに県教育委員会では同年に、「大分県人権教育基本方針」⁸を策定、翌2006（平成18）年に「大分県人権教育推進計画」を策定しました。

○2008（平成20）年「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」や、2016（平成28）年の「部落差別解消推進法」を受けて、県教育委員会では、資料等を提示し普及に努めてきました。

【参考】大分県教育委員会提示資料

- ◆ 「学校における人権教育の日常的な推進に向けて」（平成21年）
- ◆ 「人権に関する知的理解と人権感覚を育てる個人権課題（小－中－高）学習系統表〈同和問題編〉」（平成28年）
- ◆ 『『部落差別解消推進法』より学ぶ』（平成29年）
- ◆ 「人権の『授業づくり』のすすめかた」（平成29年）
- ◆ 「人権の『授業づくり』のすすめかた vol. 2」（令和4年）

⁶ 「同和教育の進化・充実を通して人権教育へ広げるための見直しについて」（県教委通知）
…【資料編 P96参照】

⁷ 「学校における人権教育の推進について（県教委通知）」…【資料編 P101参照】

⁸ 「大分県人権教育基本方針」…【資料編 P102参照】

○2009（平成21）年4月に、すべての人権が尊重される社会づくりを進めるため、「大分県人権尊重社会づくり推進条例」を施行し、同条例に基づき「大分県人権尊重施策基本方針」を2010年（平成22）年策定しました。その後、社会情勢の変化や定期的に行う人権に関する県民意識調査等を踏まえ、概ね5年ごとにわたる改定を行い、人権尊重施策を総合的に推進してきました。

○2014（平成26）年、大分県人権教育推進計画に基づき、社会教育における県、市町村、人権教育関係団体の連携・協力を図るため、大分県社会人権・同和教育推進協議会（現 大分県社会人権教育・部落差別解消推進協議会）を設置しました。

○2016（平成28）年の「部落差別解消推進法」を受けて、2017（平成29）年に、「大分県の人権・同和教育の推進について」（県教委通知）⁹により、部落差別に関する教職員研修と授業の充実に取り組んできました。また、部落差別をはじめとする全ての人権問題について、問題解決の主体者となる児童生徒を育てるために、「部落差別解消の推進に関する学校教育指導方針」¹⁰を策定しました。

○2019（平成31）年、大分県社会人権教育・部落差別解消推進協議会は「部落差別解消推進法」を受けて「部落差別の解消の推進に関する社会教育基本方針」¹¹を策定しました。

2 人権教育推進計画の策定

○「大分県人権教育推進計画」は2005（平成17）年に策定した「大分県人権教育基本方針」を踏まえ、学校教育及び社会教育における人権教育の具体的な推進の在り方を示すものです。

| 年 | 条例・計画等 |
|------|------------------------|
| 1998 | 「人権教育のための国連10年」大分県行動計画 |
| 2004 | 「大分県人権尊重社会づくり推進審議会」設置 |
| 2005 | 「大分県人権施策推進本部」設置 |
| 2005 | 「大分県人権施策基本方針」 |
| 2005 | 「大分県人権教育基本方針」 |
| 2006 | 「大分県人権教育推進計画」（第1次） |
| 2009 | 「大分県人権尊重社会づくり推進条例」 |
| 2010 | 「大分県人権尊重施策基本方針」（第1次） |

⁹ 「大分県の人権・同和教育の推進について」（県教委通知）…【資料編 P104参照】

¹⁰ 「部落差別解消の推進に関する学校教育指導方針」…【資料編 P105参照】

¹¹ 「部落差別の解消の推進に関する社会教育基本方針」…【資料編 P108参照】

| 年 | 条例・計画等 |
|------|------------------------|
| 2014 | 「大分県人権尊重施策基本方針」改定（第2次） |
| 2015 | 「大分県人権教育推進計画」改訂（第2次） |
| 2019 | 「大分県人権尊重施策基本方針」改定（第3次） |
| 2021 | 「大分県人権教育推進計画」改訂（第3次） |
| 2025 | 「大分県人権尊重施策基本方針」改定（第4次） |
| 2026 | 「大分県人権教育推進計画」改訂（第4次） |

※色付きは大分県教育委員会のもの

- 「大分県人権教育推進計画」は、これまでの取組を継承しつつ、近年、生起又は顕在化した人権課題や技術革新、そして国際的な人権基準の動向を踏まえ、人権教育をより実効性のあるものとして推進するために改訂するものです。
- 「大分県人権教育推進計画」は県の関係諸計画の改定等に合わせ、概ね5年に1度改訂しています。

3 県の方針・計画との関連

- 大分県では、県行政の長期的、総合的な指針を示す新しい「大分県長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン2024～新しい大分の共創～」(以下「長期総合計画」という。)を2024(令和6)年9月に策定し、年齢や性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、多様性を認め合い、誰もがいきいきと活躍している「共生社会」の実現を目指しています。
- 「長期総合計画」では、「安心」分野の⑥番目の政策「多様性を認め、互いに支えあう社会の構築」において、すべての人の人権が尊重される社会づくりを掲げています。

【参考】長期総合計画「多様性を認め、互いに支え合う社会の構築」のめざす姿

- ◆多様な価値観と生き方を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会が実現している。
- ◆部落差別をはじめとする様々な差別意識や差別発言・差別行為、これらの結果として生じる不合理な較差が解消している。
- ◆暴力やハラスメントを容認しない社会が構築され、誰もが不安を抱くことなく暮らしている。

- 「大分県人権教育推進計画」は「長期総合計画」における人権施策の総合的な推進を図るための部門別方針である「大分県人権尊重施策基本方針（第4次）」と、教育部門の実施計画である「大分県長期教育計画「教育県大分」創造プラン2025」を関連させて改訂をしています。

【参考】大分県人権教育推進計画の関連

大分県長期総合計画 (安心・元気・未来創造ビジョン) 2024～新しいおおいたの共創)

「安心」分野⑥「多様性を認め、互いに支え合う社会の構築」

⇒人権施策の総合的推進方針

大分県人権尊重施策基本方針 (第4次)

第2章人権尊重施策の総合的な推進
1 人権啓発・教育の推進

「未来創造」分野⑤「変化の激しい社会を生き抜く力と意欲を育む「教育県大分」の創造」

⇒教育部門の実施計画

大分県長期教育計画 「教育県大分」創造プラン2025

基本目標 1-2② 「人権教育の推進」
基本目標 5-1③ 「人権意識を高める
学びの推進」

大分県人権教育推進計画(第4次)

第2章 基本的な考え方

1 人権尊重の理念

- 人権は、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」（人権擁護推進審議会答申・平成11年）と定義されています。
- また、「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において、幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」（人権教育・啓発に関する基本計画・平成14年）と説明されています。
- 人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律・平成12年）¹を意味し、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重に対する理解を深め、これを体得することができるよう、学校教育及び社会教育を通じて推進されるものです。
- 人権教育の目的を達成するためには、まず、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが必要となります。
- また、人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受けとめるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成することが併せて必要となります。
- さらに、こうした知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成することが求められます。
- 人権教育を進める際には、教育内容や方法の在り方とともに、教育・学習の場そのものの在り方がきわめて大きな意味を持ちます。とりわけ、教職員同士、児童生徒同士、教職員と児童生徒等の間の人間関係や、学校・教室の全体としての雰囲気などは、学校教育における人権教育の基盤をなすものであり、この基盤づくりは、校長はじめ、教職員一人一人の意識と努力により、即座に取り組めるものです。

【参考】隠れたカリキュラム

児童生徒の育成には、体系的に整備された正規の教育課程と並び、いわゆる「隠れたカリキュラム」が重要であるとの指摘がある。「隠れたカリキュラム」とは、場のあり方であり、教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学びとっていく全ての事柄を指すものであり、雰囲気といったものである。

¹ 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」…【資料編 P59参照】

2 社会的背景と新たな課題

○人権教育においては、人権や人権擁護に関する基本的な知識を学び、その内容や意義について理解を深める「知的理解」と、人権が持つ価値や重要性を直感的、共感的に受け止めるような感性や感覚、すなわち「人権感覚」の育成に取り組んできました。

○しかしながら、社会には依然として、部落差別問題をはじめ、様々な人権問題が存在しています。また、近年、社会の多様化やデジタル化の進展に伴い、新たな人権リスクが顕在化しています。

【参考】社会経済情勢の変化と国際的潮流の動向

1 人権をめぐる社会経済情勢の変化

- ①国際化（在留外国人数が増加し、日本国内全域で国際化が進展、経済活動の国際化も進む）
- ②情報化（SNSの登場・スマートフォンの普及等により情報の拡散力が増大し、インターネット上の人権侵害が深刻化、被害者にも加害者にもならないための「責任ある情報発信」の観点が必要）
- ③少子高齢化（超高齢社会への対応）
- ④我が国における人権意識の変化（基本的人権についての認知度の向上、人権意識の高まり）

2 国際的潮流の動向

- ①人権教育のための世界計画等
- ②「ビジネスと人権」に関する国際的要請の高まり
- ③いわゆる「複合差別」の観点

「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)より

○こうした状況は、特定の属性や立場を持つ人々が複合的・構造的な差別にさらされる「交差性（インターセクショナルリティ）」の視点からの理解と対応が不可欠です。

【参考】交差性(インターセクショナルリティ)

交差性（インターセクショナルリティ）とは、人種、階級、ジェンダー、セクシュアリティなど、個人が持つ複数の属性が交差することで生じる差別や抑圧を理解するための概念・枠組みです。例えば女性であり、障がい者であり、黒人である個人が、これらの属性がそれぞれ独立してではなく、相互に影響し合い、複合的な抑圧を経験することを指します。この概念はブラック・フェミニズムから生まれ、現在では様々な学問分野や社会運動で重要な視点として捉えられています。交差性（インターセクショナルリティ）は現代社会の多様性を理解し、より良い社会を築くための重要な視点です。

○また、差別をなくし、人権が尊重される社会を実現するためには、地域全体の人権意識を高めるための学習機会を提供し、参加や交流を促進する事業を展開するなど、生涯にわたる人権教育の充実が必要です。

3 めざす姿

- ◆一人ひとりが自分の人権とともに他者の人権を守ろうとする意識・意欲を持ち、多様な人権課題の解決に向けた実践・行動ができる。
- ◆人権尊重の理念を十分に理解した指導者を育成し、その資質を高めることで、人権に関する学習環境や研修体制が整えられている。

4 主な取組

1 学校教育における人権教育の推進

人権に関する知的理解と人権感覚を基盤として、自他の人権を擁護しようとする意識、意欲や態度を向上させ、人権問題の解決に向かう実践力や行動力を育成します。

2 社会教育における人権教育の推進

地域の実態に即した具体的な課題の把握を行い、市町村や関係団体と連携し、より多くの住民に対しての学習機会の拡充を図ります。

5 目標指標

| 指標名 | 参考値 | 目標値 | | | |
|----------------------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | R 5年度 | R 7年度 | R 8年度 | R 9年度 | R 10年度 |
| 体験的参加型人権学習を受講した児童生徒の割合 (%) | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

6 推進に係る考え方

部落差別に関する学習を基盤とした総合的な人権教育の推進

○差別や人権侵害の共通する要因として、「異質な存在」（自分とは違う）とする見方や、「無関心」（自分には関係ない）等があります。我が国固有の人権課題である部落問題には、これら（以下）が含まれていると考えます。

- ◆ 偏見・・・「なんだか怖い」
- ◆ 無知、無理解・・・「よく知らない」
- ◆ 異質な存在・・・「自分とは違う」
- ◆ 無関心・・・「自分には関係ない」

○差別や人権侵害の要因を理解することが人権問題を深く考える力の出発点として有効であると考えます。部落差別に関するこれまでの学習の蓄積を生かし、すべての人権問題について、問題解決の主体者の育成をめざします。

○この考え方は、狭い対象に限定した教育（それだけを教える）ということではなく、あらゆる人権課題（障がいのある人、外国人、性的マイノリティなど）に通じる人権感覚を育てる土台となるものです。



【参考】同根異花

「同根」：人権課題は根っこの部分で共通している（差別の構造・人権侵害の本質）

「異花」：それぞれの課題は形（現れ方）や背景が異なる（個別性、多様性）

7 実践的な人権教育の推進

○人権教育は、単なる知識の伝達ではなく、体験的な学習や実生活との関連を重視することが大切です。とりわけ、地域の課題や現実の人権侵害に目を向けた実践的な学びを通して、自ら考え、行動する力を養う必要があります。

○また、ICTやAIなどの新しい技術を活用しながら、人権に関する情報の多角的な読み取りや、情報発信時の責任について学ぶ「デジタル時代の人権教育」もますます重要となります。

8 人権教育推進計画の推進方策

(1)教育内容、指導方法等の開発、改善のための調査・研究

○各市町村や人権教育研究団体（公益社団法人 大分県人権・部落差別解消教育研究協議会等）では、それぞれに工夫した人権教育に取り組んでいます。それらの関係機関や団体、さらには大学等との連携・協力のもと、教育内容、指導方法等の開発、改善のための調査・研究を進めます。

(2)各種調査の実施

○各市町村及び学校に対して、各種実態調査を行い、推進状況等の実態把握に努めます。

(3)推進環境の整備・充実

○人権問題が複雑・多様化する中、効果的な人権教育推進のため、県内外から人権に関する今日的な課題を反映した資料や情報の収集に努め、人権教育の推進に必要な教材や資料等の整備・充実を図ります。また、国や各市町村、人権教育研究団体やNPO等民間団体から、具体的な実践資料や情報を積極的に収集し、それらを有効かつ効率的に活用できるよう、人権ライブラリーの充実を図り、環境の整備・充実に努めます。

(4)実施主体間の連携

○国や各市町村、人権教育研究団体、NPO等民間団体との役割分担を踏まえつつ、緊密な連携・協力のもと、総合的に人権教育を推進します。さらに、各人権課題に関係する様々な機関において、その特性を踏まえた各種の取組が実施されていることから、連絡協議会等に参加するなど、これらの機関と一層緊密な連携を図っていきます。

第3章 主な取組—1（学校教育における人権教育の推進）

1 人権教育の総合的な推進

（1）社会に開かれた教育課程の実現

基本的な考え方

○2008（平成20）年4月、文部科学省の「第三次とりまとめ」では、人権教育と社会との関わりについて、人権教育の実践が、民主的な社会及び国家の形成発展に努める人間の育成、平和的な国際社会の実現に貢献できる人間の育成につながっていくとされており、人権教育が社会に対して果たすべき役割は大きいことが記されています。

○2017（平成29）年より改訂された学習指導要領においては、「社会に開かれた教育課程」の実現が重要と示されています。学校で、そして教職員が、児童生徒に対して人権教育を行うことは、社会の良識の根幹を支える営みと言っても過言ではありません。人権教育を実践する際には、社会とのつながりを意識し、社会に開かれたものとする必要があります。

○また、家庭や地域社会との連携・協働も重要です。「学習指導要領」の総則では、「学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整える等、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること」と記載されており、「第三次とりまとめ」でも、学校における人権教育の取組は、家庭、地域、関係諸機関の人々をはじめ、多くの人々に支えられてこそ、その効果を十全に発揮できるとされています。

○幼児期にとっては、生活の場自体が学びの場であり、人権感覚の芽生えの場でもあります。こうした幼児期の特徴を踏まえて、遊びを中心とする生活の場で、自分を大切にす感情とともに、他の人のことも思いやれる気持ちを育むという視点が必要だと考えます。

（2）カリキュラム・マネジメントの推進

基本的な考え方

○各学校においては、カリキュラム・マネジメントを通じて、児童や学校、地域の実態を適切に把握し編成した教育課程に基づき、組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図ることが必要です。

○人権教育は、教科として位置づけられているわけではないことから、国語や社会などの各教科や道徳、総合的な学習（探究）の時間、特別活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じて行うこととなります。そのため、人権教育においては、目標を明確にして組織的・計画的に取り組を進めることが重要です。

○人権教育の目標と各教科等の目標・ねらいとの関連を明確にした上で、人権に関する意識・態度、実践力を養う人権教育の活動と、それぞれの目標・ねらいに基づく各教科等の指導とが有機的・相乗的に効果を上げられるようにしていくことが重要です。

（３）多様性の理解

基本的な考え方

○児童生徒が、多様な価値観に出会い、相互に人格と個性を尊重し合いながら、その多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、固定的な性別役割分担意識や特定の価値観、プレッシャーを押し付けられることなく、主体的に、自分らしく、幸福に暮らすことができるよう支えていく必要があります。性別にかかわらずそれぞれの児童生徒の可能性を広げていくことが重要であり、心身の発達の過程において、ジェンダーの視点だけでなく、障がいの有無、国籍、文化的背景など、一人ひとりの多様な特性に応じた多角的な視点を取り入れる必要があります。

（４）人権尊重の理念に立った生徒指導

基本的な考え方

○２０２２（令和４）年に改訂された「生徒指導提要」には生徒指導の定義として、「一人一人の児童生徒の人格を尊重」という要素が含まれています。これは「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を育成し、学校において、一人一人の児童生徒が大切にされることを目指す人権教育の活動とも、相通ずるものです。人権教育と生徒指導は、密接な関係があることを意識することが必要です。

２ 組織的な人権教育推進体制

基本的な考え方

○各学校において学校教育目標に基づいて定められた人権教育の目標を実現していくためには、人権教育の全体計画や年間指導計画、年間研修計画の立案や毎年の点検・評価、研修の企画・実施等を組織的に進める体制を確立することがきわめて重要となります。

【参考】点検・評価の視点

- ◆ 教職員における人権教育の目標の理解
- ◆ 学校全体としての取組の進捗
- ◆ 人権感覚の育成等に向けた指導の効果
- ◆ 学校・学年としての指導の継続性の確保
- ◆ 学校全体としての組織体制の構築
- ◆ 家庭・地域との連携の強化

○推進体制において、校長のリーダーシップの下、各校務分掌の取組と人権教育の目標との関連を明確にすることが求められます。

○推進組織の構成としては、人権教育主任、学年主任の他、生徒指導部、進路指導部、関連する教科等の研究部など、各部校務分掌組織の代表者が必要に応じて随時参加するような機動的・機能的な構成とすること等が考えられます。

○人権教育主任は人権教育に係る校内推進体制の要として、指導的役割を果たすことが期待されます。

【参考】人権教育主任の役割

- ◆ 人権教育の活動に関する企画・立案
- ◆ 各校務分掌組織間の連絡調整・統括
- ◆ 学校運営全体との調整
- ◆ 対外的なコーディネート

【参考】人権教育推進委員会

校長

【人権教育推進委員会】

- ・ 管理職
- ・ 人権教育主任
- ・ その他関連分掌代表

【人権教育推進委員会の議題（例）】

- ◆ 人権及び人権教育に関する教職員研修の企画
- ◆ 人権教育の全体計画及び年間指導計画等の作成
- ◆ 当該学期・年度における実施の点検・総括
- ◆ 校種間連携の取組への参加に係る方針決定等
- ◆ 地域との連携に関する方針決定等
- ◆ 次年度の課題設定等

全教職員による実施及び点検⇒評価

- 人権教育の全体計画は、人権教育の目的の実現に向け、当該学校において目指すべき目標や、取り組むべき活動の全体を、児童生徒の発達段階に即しつつ、各教科等の関連を考慮しながら体系的に示した計画です。また、年間指導計画は、全体計画に基づき、当該年度に行う人権教育の指導内容・方法を具体化した指導計画です。各学校においては、当該学校における人権教育の推進観点を明確化した上で、これらの計画を策定することが求められます。
- 全ての学校で人権教育を推進する校内組織が確立されており、多くの学校が地域の実情や生徒の実態に応じて人権教育に関する会議を定期的開催しています。
- 学校の重点目標の中に人権教育を位置付け、各分掌の取り組みの中にも人権教育の視点を位置づけている学校も増えています。
- 人権教育主任の中には「初めて主任になったため、不安がある」や、「どのような教職員研修を実施すればよいかわからない」、「どのように地域と連携すればよいかわからない」等の声もあるため、人権教育主任を対象とした研修を通して、具体的な取組を示す等の質的向上を図る必要があります。

3 系統的な人権教育推進体制

基本的な考え方

- 子どもは、保育所・幼稚園・認定こども園から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等へと学習の場を移しながら成長します。人権教育においても、そのような学習者の成長過程全体を想定し、年齢段階、学校段階などの発達段階に適した系統的な学習活動を計画することが必要であり、各学校種間における学習計画の調整や相互の協力、合同研修を目的とした連携が不可欠です。
- 児童虐待をはじめ子育てに関わる様々な問題等に対する教職員の理解を促進する観点からも、保育所・幼稚園・認定こども園や特別支援学校等との連携が必要です。また、高等学校段階においては、18歳で成人となることや就職等で実社会と関わる機会が増えることから、進路指導・キャリア教育の中で、人権に関わる教育を積極的に組み入れていくことが重要となります。

【参考】系統的な取組の具体

- ◆ 校種間の定期的な連携協議会の開催
- ◆ 幼児児童生徒の交流
- ◆ 児童生徒の発達段階に配慮したカリキュラムの研究
- ◆ 校種を越えての授業研究、合同研修等の実施

○学校における人権教育の取組の一環として、異なる校種の学校との交流学习を推進し、異年齢の子どもが共に活動する機会を整備していくことは、互いを思いやる感受性や社会性を伸ばすことにもつながり、人権尊重の精神を育てる上で意義深いことです。

現 状

【参考】人権教育に係る公開授業や互見授業の実施（年度比較）

| 項目 | 令和5年度 (全421校) | | 令和6年度 (全424校) | |
|--------------|------------------|-------------|------------------|-------------|
| | 合計 | 割合 | 合計 | 割合 |
| 校内のみで実施している | 159校 | 38% | 211校 | 50% |
| 校外にも公開している | 206校 | 49% | 153校 | 36% |
| 実施していない | 56校 | 13% | 60校 | 14% |
| 合計/割合 | 421校 | 100% | 424校 | 100% |

多くの学校が公開授業や、互見授業を実施している。

○大分県教育委員会作成 「人権に関する知的理解と人権感覚を育てる個人権課題（小－中－高）学習系統表＜同和問題編＞」（平成28年）や 「おおいたの部落問題学習」（平成30年）を活用し、児童生徒の発達段階に適した学習活動が進められています。

○地域によっては、市町村の教育委員会や各地区人権教育研究会等が協力して、独自の個人権課題系統表を作成し、地域教材など地域の実情に応じた取組が進められています。

○「部落差別解消推進法」¹施行後、いくつかの地域で校種間連携協議会が開催されるようになりました。系統的な人権教育を進めるために重要な取組であるため、開催の広がりが求められます。

○校種間連携を図る資料として県教委実施「高校1年生部落差別に関する調査」を活用している地域が増えています。

○中学校、高等学校段階の進路指導の中で、「違反質問撤廃（言わない、書かない取組）」等、人権に関する教育が積極的に行われています。

○学校行事等を活用した特別支援学校との交流及び共同学習は、小・中学校において継続的に取り組まれています。

¹「部落差別解消推進法」…【資料編 P74参照】

4 人権教育の学び

(1) 人権課題について

基本的な考え方

- 人権教育の手法については、人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、部落差別をはじめとする具体的な人権課題に即した個別的視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられます。
- 個別的視点からのアプローチに当たっては、地域の実情や対象者の発達段階などを踏まえつつ、さらには、校種間連携により確実に学習を積み重ねていけるように適切な取組を進めていく必要があります。
- 学校教育においては、様々な人権課題の中から、子どもの発達段階等に配慮しつつ、それぞれの学校の実情に応じて、より身近な課題、児童生徒が主体的に学習できる課題、児童生徒の心に響く課題を選び、意図的・計画的かつ効果的に学習を進めていくことが求められます。
- 県教育委員会は2001（平成13）年、「同和問題の進化・充実を通して人権教育へ広げるための見直しについて（通知）」²において、同和問題をはじめとする様々な人権問題を地域や学校の実態に応じて適切に位置付けることと示しました。
- 県教育委員会は2018（平成30）年4月23日「部落差別解消の推進に関する学校教育指導方針」³を策定しました。本方針は、部落差別の解消に関わる取組を通して、全ての人権問題について、問題解決の主体者となる児童生徒を育てることを目指すものとなりました。

² 「同和問題の進化・充実を通して人権教育へ広げるための見直しについて（通知）」…【資料編 P96参照】

³ 「部落差別解消の推進に関する学校教育指導方針」…【資料編 P105参照】

現 状

【参考】授業等で取り上げた主な人権課題（年度比較）

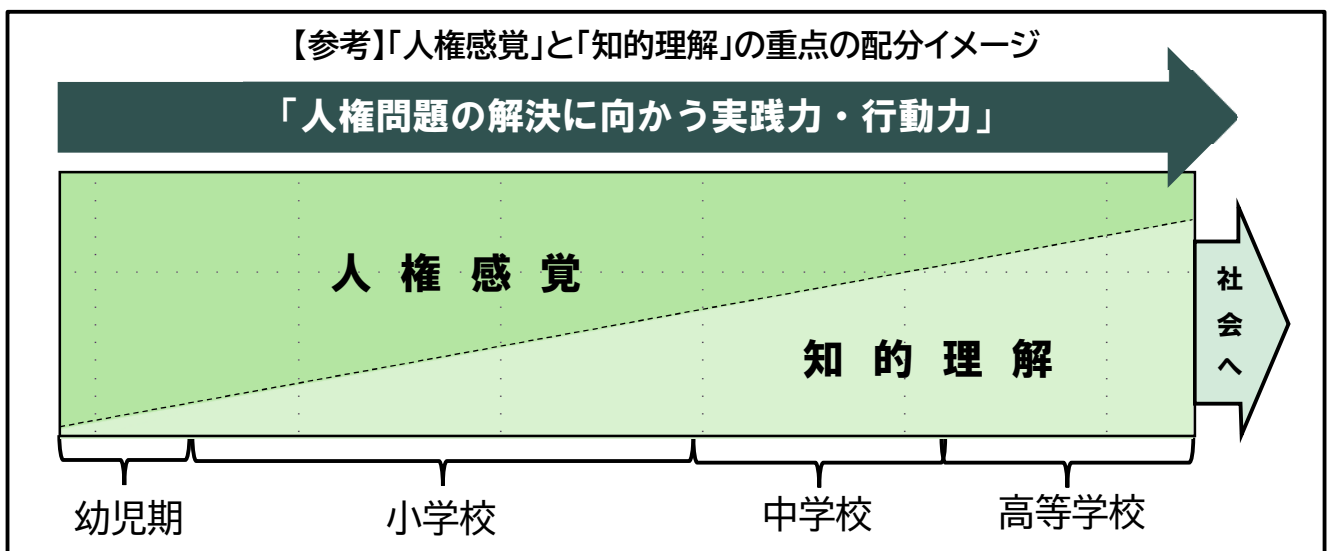
| 項 目 ※法務省「主な人権課題」をもとに項目を作成しています | 令和4年度 (全423校) | 令和5年度 (全421校) | 令和6年度 (全424校) |
|-----------------------------------|------------------|------------------|------------------|
| 女性～性犯罪・性暴力・DV・ハラスメント | 219校 | 216校 | 183校 |
| 子ども～いじめ・体罰・児童虐待・性被害 | 328校 | 330校 | 335校 |
| 高齢者 | 224校 | 229校 | 194校 |
| 障がいのある人 | 321校 | 316校 | 296校 |
| 部落差別問題(同和問題) | 383校 | 387校 | 402校 |
| アイヌの人々 | 138校 | 154校 | 136校 |
| 外国人 | 209校 | 233校 | 198校 |
| 感染症 | 208校 | 186校 | 115校 |
| ハンセン病患者・元患者・その家族 | 106校 | 97校 | 101校 |
| 刑を終えて出所した人やその家族 | 12校 | 20校 | 30校 |
| 犯罪被害者やその家族 | 25校 | 19校 | 141校 |
| インターネット上の人権侵害 | 365校 | 356校 | 340校 |
| 北朝鮮当局によって拉致された被害者等 | 184校 | 191校 | 28校 |
| ホームレス | 11校 | 14校 | 6校 |
| 性的マイノリティ | 229校 | 260校 | 119校 |
| 人身取引(性的サービスや労働の強要等) | 15校 | 14校 | 17校 |
| 震災等の災害に起因する人権問題 | 116校 | 150校 | 109校 |
| その他 | 72校 | 26校 | 72校 |

- 2016（平成28）年「部落差別解消推進法」が施行されて以降、ほぼ全ての学校で「部落差別問題」に関する授業が実施されています。
- 「インターネットによる人権侵害」については、大分県教育委員会「大分県人権問題講師団派遣事業」等を活用した取組も進められています。
- 「北朝鮮当局によって拉致された被害者等（拉致問題）」については、内閣官房拉致問題対策本部提供、アニメ「めぐみ」・映画「めぐみ」を活用した取組が進められています。
- 「性的指向・性自認（LGBT等）」については、大分県人権尊重・部落差別解消推進課作成教材「りんごの色」を活用した取組が進められています。

5 学習活動の工夫

基本的な考え方

- 人権教育の目的を達成するためには、まず、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが必要となります。
- 人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受けとめるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成することが併せて必要となります。
- 知的理解と人権感覚を基盤として、自他の人権を擁護しようとする意識、意欲や態度を向上させ、人権問題の解決に向かう実践力や行動力を育成することが求められます。



- 子どもたちが主体的に学ぶために、人権尊重の3視点の手法を取り入れた人権教育を進める必要があります。

【参考】人権尊重の3視点

- ◆ 児童生徒の「自己有用感」を高めるための視点であり、「わかる授業」の成立のための視点。
- ◆ 「人権尊重の3視点」を意識した授業を行うことで、より児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」につながる。
 - 1 自己存在感を持たせる支援
自分の考えを書いたり話したりして、みんなの前に示す
 - 2 共感的関係を育成する支援
友達の発言の良さに気付くと共に、互いの考えを交流し、互いの良さに学び合う
 - 3 自己選択・決定の場の設定
自分の考えを持つ。互いの考えの交流をとおして、まとめを自己選択・決定する

○学校教育全体並びに各教科等を通して育成を目指す資質・能力（「知識及び技能の習得」「思考力、判断力、表現力の育成」「学びに向かう力、人間性等の涵養」）を「人権教育を通じて育てたい資質・能力」と関連させながら取組を進める必要があります。

【参考】育てたい資質・能力について配慮すること

◆ 「人権問題の解決に向かう実践力・行動力」について

人権教育でめざす児童生徒像等と関連させてとらえる事が大切です。1単位時間ごとではなく、学期や年間など比較的長いスパンで考えていくと良いでしょう。

◆ 「知的理解」について

人権に関する歴史や現状、条例や法令など、学習内容を含んでいます。各学年や学級の実態に応じて、どのような知識や技能を習得させたいかを考えて設定します。

◆ 「人権感覚」について

人権感覚は、価値志向的な感覚のことです。決して、教え込んだり、押しついたりするものではないことを押さえておく必要があります。生徒が考え、議論する活動を通して、実感・納得を深めるような授業をめざします。

【参考】人権教育で育てたい資質・能力

人権問題の解決に向かう実践力・行動力

人権感覚

関連

知的理解

人権が擁護されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚

- 人間の尊厳、自己価値及び他者の価値を感知する感覚
- 自己についての肯定的態度
- 自他の価値を尊重しようとする意欲や態度
- 多様性に対する開かれた態度
- 人権侵害を受けようとしている人々を支援しようとする意欲や態度
- 人権の視点から自己自身の行為に責任を負う意志や態度
- 他者の痛みや感情を共感的に受容できる想像力や感受性 等

自他の人権を尊重したり人権問題を解決したりする上で具体的に役立つ知識や技能

- 自由、責任などの諸概念への理解
- 人権の発展や人権侵害等の歴史や現状に関する知識
- 自尊感情・自己開示・偏見など、人権課題の解決に必要な概念に関する知識
- 人権関連の主要な条例や法令に関する知識
- 互いの相違を認め、受容できるための技能
- 能動的な傾聴、適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション技能
- 対立的問題を非暴力的で、双方にとってプラスとなるように解決する技能
- 複数の情報を分析し、公平で均衡のとれた結論を導く技能 等

現 状

【参考】人権尊重の3視点を生かした学習展開の活用（令和6年度）

| 項 目 | 学校数 (全424校) | 割合 |
|---------|----------------|------|
| 活用している | 424 校 | 100% |
| 活用していない | 0 校 | 0% |
| 合計/割合 | 424 校 | 100% |

□すべての学校が人権尊重の3視点を生かした学習展開を行っている。

○大分県教育委員会作成「人権の『授業づくり』のすすめかた」（平成29年）を通して、育てたい資質・能力について「知的理解」「人権感覚」及び「人権課題の解決に向かう実践力」を示し、多くの学校で教科の授業改善研修と同様に人権の授業づくりに関する教職員研修等が行われています。

○児童生徒が主体的に考え、議論する活動を通して、児童生徒が実感・納得することで育まれる人権感覚の育成については、以下のポイントに留意して今後も推進する必要があります。

【授業づくりにおいて推進すべきポイント】

- ◆ 人権教育で育てたい資質・能力について明確にすること
- ◆ 「めあて・課題・まとめ・振り返り」の各場面を位置付けること
- ◆ 「人権尊重の3視点」の活用を意識すること

○授業を進めるうえでICT機器の活用が効果的です。例えば、インターネットを使って調べ学習を行うことや、電子黒板やタブレット等を活用して、個々の児童生徒の意見をクラス全員で共有し、他者の意見も踏まえることにより、自分の考えをより深めることができます。また、遠方にいる外部講師や関係施設とインターネットでつないで講話を聞くことなどにより、学びが更に深まります。

6 保護者との連携

基本的な考え方

○子どもの日常生活は家庭を中心に営まれていることから、家庭における人権尊重の重要性について理解を得ることが不可欠です。

○保護者団体等の関係団体と連携した研修会の開催や、人権学習の参観等も有効です。

7 教職員研修

基本的な考え方

○教職員自身が人権尊重の理念を正しく理解し、自らの人権意識の高揚を図れるような研修を企画・立案、運営することが大切です。

○研修を実施する際には、人権に関する知識の量を増やすことのみを目的とするのではなく、教職員の実際の指導において活かすことができ、また、児童生徒の実生活にも役立つような、実践的な知識を提供することに主眼を置く必要があります。

○人権関連の法規等について学ぶ場合においても、その知識が、現実の社会の中でどのような意味を持つのかを深く学ばせ、生きた知識となるよう、内容の工夫が求められます。

現 状

【参考】教職員研修で実施した主な人権課題（年度比較）

| 項 目 ※法務省の「主な人権課題」をもとに項目を作成しています | 令和4年度 (全423校) | 令和5年度 (全421校) | 令和6年度 (全424校) |
|------------------------------------|------------------|------------------|------------------|
| 女性～性犯罪・性暴力・DV・ハラスメント | 137校 | 137校 | 119校 |
| 子ども～いじめ・体罰・児童虐待・性被害 | 274校 | 274校 | 242校 |
| 高齢者 | 45校 | 45校 | 50校 |
| 障がいのある人 | 157校 | 157校 | 143校 |
| 部落差別問題(同和問題) | 373校 | 373校 | 370校 |
| アイヌの人々 | 15校 | 15校 | 15校 |
| 外国人 | 59校 | 59校 | 51校 |
| 感染症 | 84校 | 84校 | 37校 |
| ハンセン病患者・元患者・その家族 | 46校 | 46校 | 40校 |
| 刑を終えて出所した人やその家族 | 4校 | 4校 | 6校 |
| 犯罪被害者やその家族 | 5校 | 5校 | 9校 |
| インターネット上の人権侵害 | 211校 | 211校 | 227校 |
| 北朝鮮当局によって拉致された被害者等 | 60校 | 60校 | 54校 |
| ホームレス | 3校 | 3校 | 1校 |
| 性的マイノリティ | 203校 | 203校 | 194校 |
| 人身取引(性的サービスや労働の強要等) | 4校 | 4校 | 6校 |
| 震災等の災害に起因する人権問題 | 48校 | 48校 | 43校 |
| その他 | 104校 | 104校 | 95校 |

【参考】人権教育に関する教職員年間研修回数（年度比較）

| 項目 | 令和4年度(全423校) | | 令和5年度(全421校) | | 令和6年度(全424校) | |
|----|--------------|------|--------------|------|--------------|------|
| | 合計 | 割合 | 合計 | 割合 | 合計 | 割合 |
| 0回 | 3回 | 1% | 3回 | 1% | 3回 | 1% |
| 1回 | 29回 | 7% | 31回 | 7% | 17回 | 4% |
| 2回 | 34回 | 8% | 36回 | 9% | 30回 | 7% |
| 3回 | 78回 | 18% | 74回 | 17% | 84回 | 20% |
| 4回 | 59回 | 14% | 57回 | 13% | 50回 | 12% |
| 5回 | 67回 | 16% | 67回 | 16% | 58回 | 14% |
| 6回 | 38回 | 9% | 32回 | 8% | 38回 | 9% |
| 7回 | 115回 | 27% | 121回 | 29% | 144回 | 34% |
| 合計 | 423校 | 100% | 421校 | 100% | 424校 | 100% |

□毎年、8割の学校が年3回以上の教職員研修を行っている。

■学校によって研修回数に差がある。

○2016（平成28）年「部落差別解消推進法」の施行後、県教委は2017（平成29）年「大分県の人権・同和教育の推進について」⁴を通知し、すべての公立学校で法律についての研修を実施しました。

○2018（平成30）年に「部落差別解消の推進に関する学校教育指導方針」⁵を策定し、研修の充実を図っています。

○地域の実情や児童生徒の実態に応じた教職員研修の企画や取組が進んでいます。講師の選定については、県教委「大分県人権問題講師団派遣事業」が活用されています。

○大分県教育センターでは、「初任者研修」「主任等研修」「中堅教諭等資質向上研修」等に人権教育をテーマとして位置付けた研修を実施しています。

○大分県幼児教育センターでは、「初任者研修」「人権教育主任研修」に人権教育をテーマとして位置付けた研修を実施しています。

○教職員研修の内容については、個別人権課題に関する知識向上のみに留まる場合もあるため、教職員の人権感覚の育成や授業づくりに係る研修も推進する必要があります。

⁴ 「大分県の人権・同和教育の推進について」…【資料編 P104参照】

⁵ 「部落差別解消の推進に関する学校教育指導方針」…【資料編 P105参照】

8 学校教育における推進

「基本的な考え方」と「現状」や各種施策との整合を踏まえ、今後以下の3つの柱について取組を進めます。

(1) 人権教育推進体制

- 人権教育に係る校内推進体制の要である人権教育主任の指導力向上のため、大分県教育委員会主催研修等の充実を図ります。
- 各地域の校種間の連携推進のために、校種を越えての連携協議会の開催や授業研究会の実施を推進します。
- 各学校が人権教育に関する年間の取組の点検や見直しをするために、「公立学校人権教育実態調査」や「高校1年生部落差別に関する調査」等を行い、推進体制の一層の充実を図ります。

(2) 人権教育の学び

- 「大分県人権教育基本方針」に基づき、全ての人権教育を推進します。
- インターネット上の差別等、新たな事象への取組を推進します。
- 児童生徒が主体的に考え、議論する活動を通して、児童生徒が実感・納得する取組を推進します。

(3) 教職員研修

- 学校等において、教職員研修を年間の研修計画の中に位置付け実施します。特に「人権の授業づくり」に関わる教職員研修を推進します。なお、研修主催者は、合理的配慮の観点を踏まえ、研修充実のための支援を行います。
- 教職員の資質・向上をめざすため、公益社団法人 大分県人権・部落差別解消教育研究協議会や各地区人権教育研究会等主催の研修、地域の人権啓発イベントへの積極的な参加を推進します。

さらに、今後の人権教育推進にあたって下記の関係機関との連携強化を図ります。

※ 大学等における人権教育

- 県内大学において、学生が人権問題に興味・関心を持ち、深く学ぶ機会が充実するよう連携強化を図ります。併せて、教職員研修についても連携強化を図ります。

※ 就学前における人権教育

- 乳幼児期教育施設において、職員研修や教育及び保育内容の充実をめざし、関係機関を含めた連携強化を図ります。併せて、大分県幼児教育センターや各市町村、各連合会の研修の充実を図ります。

第3章 主な取組—2（社会教育における人権教育の推進）

1 組織的な人権教育推進体制

基本的な考え方

○県内全域の社会教育における人権教育の充実を図るため、また継続的・発展的に推進していくために、県、各市町村、関係団体等からなる協議会等の活動をはじめとした推進体制の充実を図る必要があります。

○各市町村、地域においても推進体制を充実させ、地域の実情に応じた取組ができるようにする必要があります。

現 状

【参考】大分県社会人権教育・部落差別解消推進協議会の活動

| 行事 | 活動内容 |
|----------|---------------------------------------------------|
| 総会 | ・ 推進体制役員、活動方針の決定 |
| 幹事会（1回目） | ・ 実践交流会事前打合せ ・ 研修会（講演） ・ 各市町村における人権教育の取組に学ぶ |
| 実践交流会 | ・ 研修会（講演） ・ 各市町村における実践報告 ・ 参加者における協議、情報交換 |
| 幹事会（2回目） | ・ 研修会（講演） ・ 社会教育実態調査による取組の総括 ・ 次年度の推進体制について |

○大分県社会人権教育・部落差別解消推進協議会の活動を通して、各市町村、関係団体が連携、協力を図りながら、社会教育における人権教育を推進しています。研修会、実践交流会等においては、各市町村が情報交換を行い、さらに連携を深められるような場の設定を行っています。

○人権教育・啓発推進のための組織や人権教育を推進する研究組織については、すべての市町村で、その体制が整っているものの、各組織での取組の改善を図るため、会議や研修の持ち方等、工夫が必要です。

○研修会、実践交流会には、各市町村の人権教育に関わる担当者が積極的に参加しています。地域における人権教育の充実や更なる啓発に繋げるため、人権や社会教育に関心のある一般の方等の参加を募る取組も必要です。

2 人権に関する学び

基本的な考え方

○公民館等の社会教育施設を中心として行われている各種講座や、自治会単位、サークル等で行われる学習会等、地域の実情をふまえながら人権に関する学習の機会を提供し、より多くの人に人権に関する学びを広めていく必要があります。

○多様な人権課題にも対応できるように、研修や講座等の持ち方や学習方法について工夫し、その内容を充実させる必要があります。

現 状

【参考】各市町村の公民館における諸集会の開催状況
(大分県の生涯学習・社会教育(大分県教育庁社会教育課調べ))

| 調査年度 | 講演会・講習会・実習会 | | | | 全体に占める 人権教育の割合(%) | |
|-------|-------------|--------|----------|--------|----------------------|------|
| | 件数 | 参加数(人) | うち人権教育関係 | | 件数 | 参加数 |
| | 件数 | 参加数(人) | 件数 | 参加数(人) | 件数 | 参加数 |
| H30年度 | 492 | 31,459 | 194 | 10,518 | 39.4 | 33.4 |
| R5年度 | 255 | 9,410 | 95 | 3,595 | 37.3 | 38.2 |

■人権教育の講演会・講習会・実習会の件数、参加数ともに減少しているが、全体に占める割合で見ると、件数、参加数ともに大きな変化は見られない。

【参考】人権の尊重・人権への関心(人権に関する県民意識調査)

| これまでに、人権に関する講演会や研修、学習会等に何回くらい参加しましたか？ | H30年度 調査(%) | この5年間で、人権に関する講演会や研修、学習会等に何回くらい参加しましたか？ | R5年度 調査(%) |
|---------------------------------------|----------------|----------------------------------------|---------------|
| 1回もない | 46.9 | 1回もない | 71.9 |
| 1～2回 | 23.7 | 1～4回 | 20.3 |
| 3～4回 | 10.5 | | |
| 5～6回 | 5.1 | 5～10回 | 4.4 |
| 7～9回 | 1.5 | | |
| 10回以上 | 9.1 | 11回以上 | 1.9 |
| 不明(無記入) | 3.2 | 不明(無記入) | 1.5 |

■令和5年度調査では、「この5年間に人権に関する講演会や研修等に参加したことがない」人の割合が70%を超えている。

- コロナ禍の時期からは回復傾向にあるものの、各市町村が公民館で行う諸集会の件数が減少する中、全体に占める人権教育の割合については、件数、参加数ともに大きな変化はなく、一定の取組が維持されているといえます。継続が図られている一方で、研修の持ち方や受講対象などに工夫・改善が必要です。
- 地域住民において、人権に関する講演会や研修等に「この5年間で1度も参加したことのない」人が70%を超えており、地域住民の関心を高める啓発活動の促進とともに、学習内容の充実など取組の工夫が必要です。
- 地域住民の主体的学習を促す工夫として、ワークショップやフィールドワークといった体験的参加型の学習も行われています。このような研修では、研修後の評価も高い傾向がみられます。
- 各市町村の広報誌や公民館をはじめとした社会教育施設の広報誌に加え、SNSやオンライン配信などを活用し、研修や講座の周知、研修等での学びの還元を行っている市町村もあります。
- 地域住民や社会教育関係団体等における学習の機会を増やし、人権教育の充実を図るため、大分県教育委員会「大分県人権問題講師団派遣事業」の活用を図っています。

3 職員研修、指導者研修

基本的な考え方

- 行政や団体、組織において、職員研修を年間の研修計画の中に位置づけ、人権問題について自ら学習し、その学習を広げていく主体者を育てることが大切です。
- 人権課題を把握・分析し、その課題解決のための展望をもって学習プログラムを立案するとともに、多様な手法を用いて計画的に学習を進めることができる指導者の育成が必要です。

現 状

【参考】市町村職員及び市町村社会人権教育関係者への研修、指導者養成に関わる研修

| 令和6年度 | 回数等 |
|----------------|------|
| 市町村人権教育推進指導者研修 | 11講座 |

市町村人権教育推進指導者研修受講者数(令和6年度・全11講座)

| | 市町村 | 人権問題講師団 | その他希望者 | 合計 |
|---------------|------|---------|--------|------|
| 受講者 (延べ人数) | 283人 | 183人 | 7人 | 473人 |

□市町村担当者及び人権問題講師団講師は、年間を通して複数の講座を受講し、スキルを高め、各担当業務や講演活動の充実につなげている。

大分県人権問題講師団 講師登録者数及び活動回数

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 講師登録者数 | 65人 | 68人 | 60人 |
| 活動回数(延べ数) | 636回 | 778回 | 824回 |

- 近年は60名程度の講師が登録し、講師活動を行っている。
- 年間の活動回数(延べ数)は年々増加傾向にある。
- 教職員、保護者、高齢者団体や女性団体等社会教育関係団体、公民館主催の人権講演会等の各種研修会や学習会等で活用されている。

- 各年度の研修実施計画の策定にあたっては、人権課題の多様化、情報化の進展など、時代の変化に即応した有意義で効果的な研修の実施が可能となるよう柔軟に取り組む必要があります。
- 各市町村の人権教育に関わる職員等に対し、人権教育推進に関する基礎的・実践的な学習機会を提供することにより、人権教育を推進するために必要な資質の向上を図っています。
- さまざまな人権問題へ対応するため、人権問題に深い認識を持った指導者を、県内各市町村に育成し、各地域における人権教育の推進を図っています。
- 研修内容については、講義形式だけでなく、ワークショップやフィールドワーク等の体験的参加型の講座などを工夫して行っています。
- 社会教育指導者や人権問題講師団の育成と資質向上のため、さまざまな人権問題をテーマにした研修会を計画的に実施し、各市町村、地域における研修、講演等において有効に活用されるよう取組を進めています。

4 人権啓発

基本的な考え方

- 県や各市町村は、人権教育と人権啓発の関係者が連携し、多様な機会を通じて人権尊重の気運を高める活動に取り組む必要があります。
- 人権に関する学びとともに啓発活動も充実させ、より多くの住民に人権に関する誤った認識や固定観念、偏見等のおかしさに気付かせ、人権が尊重される地域づくりを行う必要があります。

現 状

- 各市町村や地域で実施される人権フェスティバルや公民館まつり等の各種イベントにおいて、人権尊重の機運を高める取組が実施されています。
- 各市町村の広報誌や公民館を始めとした社会教育施設の広報誌に加え、SNSを活用した広報の工夫、学校との連携などにより、地域で行われる行事やボランティア活動等に、多くの人の積極的な参加を促しています。

5 住民意識の把握と地域の実態に応じた取組

基本的な考え方

○地域の課題を把握するためには、県や各市町村が定期的を実施する意識調査結果や地域の実態調査等から、その実態や変容を読み取り、課題を明らかにしたうえで、人権問題の解決に向けた取組を推進する必要があります。

現 状

○県や多くの市町村は概ね5年に1度、人権に関する意識調査を実施しており、学習プログラムの開発や住民の人権学習の機会を増やすための手がかりにする等、地域における学習や啓発活動に活用しています。

○公民館の利用者や講座等の参加者から意見を聞くなど、より地域に密着した意見やニーズも把握し、取組に活かしている市町村もあります。そのような地域では、研修内容の充実がみられます。

○学校や保護者団体等と連携した学習・啓発活動を推進し、地域ぐるみの取組を進めている市町村もあります。そのような地域では、「人権のまちづくり」を目指し、実態に応じた取組が進められています。

6 社会教育における推進

「基本的な考え方」と「現状」や各種施策との整合を踏まえ、今後以下の5つの柱について取組を進めます。

(1) 人権教育推進体制

- 県、各市町村、関係団体等との連携を強め、県内の社会教育における人権教育の推進に向けた取組を図ります。
- 各市町村や各地域における社会人権教育推進組織の構築・拡充と活動の充実に努めます。

(2) 人権に関する学び

- 公民館等の社会教育施設で実施される人権学習講座等において、人権についての認識を深める学びの機会の拡充を図ります。
- 自治会や行政区ごとに行われる集会等において、人権に関する認識を深めるための学習を実施し、より多くの住民に学びの機会の提供に努めます。
- 地域で活動している社会教育関係団体や自主的に活動しているサークル等において、人権に関する認識を深めるための学習を実施し、地域のリーダーとして活動できる人材育成に努めます。

(3) 職員研修、指導者研修

- 行政や団体、組織等において、職員研修を年間の研修計画の中に位置づけ、研修を実施します。
- 人権に関する深い理解と正しい認識を持ち、熱意と実践力のある職員の育成に努めます。
- 大分県人権問題講師団をはじめとする人権教育の指導者の育成、資質向上のための研修の充実に努めます。

(4) 人権啓発

- 地域で実施されている人権啓発事業において、住民自身が人権問題を自分の問題として捉えることができるよう効果的・計画的な実施に努めます。
- 人権問題の解決に向けた取組を、より効果的に推進していくために、各市町村や地域で実施される各種行事等において、人権尊重の気運を高める取組の実施に努めます。

(5) 住民意識の把握と地域の実態に応じた取組

- 首長部局との連携のもと、定期的な人権意識調査により、地域の実態を的確に把握するとともに、課題を明らかにし、差別の解消に向けた取組を推進します。